

# 第1章 計画の目的と位置づけ

## 1 計画の目的

町田市社会福祉協議会（以下、本会という。）は、1996年度に第一次地域福祉活動計画を策定し、「誰もが安心してしあわせに暮らせるまちづくり」を基本理念に、地域福祉を推進すべく事業を行ってきました。その後も基本理念を引き継ぎながら、2008年3月に第二次町田市地域福祉活動計画、2012年1月に第三次町田市地域福祉活動計画（以下、第三次計画という。）を策定し、多様な事業を運営してきました。

その中で第三次計画の策定から5年が経過し、社会経済状況の変化もあり、地域においては、制度の枠組みだけでは解決困難な複合的な課題を抱えた人・世帯が増えており、的確に対応することがより一層求められています。そのためには地域住民相互による支え合いの関係づくりや、それを支援する関係機関、福祉専門職等との包括的な体制構築が必要となっています。

このような中、災害対策基本法の改正、生活困窮者自立支援法、子どもの貧困対策推進法、成年後見制度利用促進法の施行、「地域包括ケアシステム」を構築するための介護保険制度の大幅な改正、障害者総合支援法の施行、障害者差別解消法の成立、子ども・子育て支援新制度の本格実施等、福祉に関する法令や支援制度も大きく変化しつつあります。

さらに、2016年7月には厚生労働省に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」が設置され、「地域共生社会」の実現が今後の福祉改革を貫く基本コンセプトに位置づけられました。

また、全国社会福祉協議会からは2015年3月に「全社協福祉ビジョン2011 第2次行動方針」が出され、社会福祉協議会が『いま、取り組むべき重要課題』として、「地域における総合相談・生活支援体制の強化・確立」、「地域住民等の地域コミュニティへの参加環境づくり」、「福祉の職場の社会的評価の向上、福祉人材の確保・育成・定着の取り組み強化」、「大規模災害と防災への対応の強化」等が提示されています。

「第四次町田市地域福祉活動計画（2017～2020年）（以下、本計画という。）」策定にあたっては、このような動きを踏まえて、地域全体で取り組む民間の活動・行動計画として、第三次計画の理念を継続し、町田市と連携・協働しながら、誰もが安心してしあわせに暮らせることを目指して、「地域福祉を担う人づくり」、「ささえあいのある地域づくり」、「地域福祉を拓げる基盤づくり」を住民や地域の諸団体と協働しながら推進していきます。

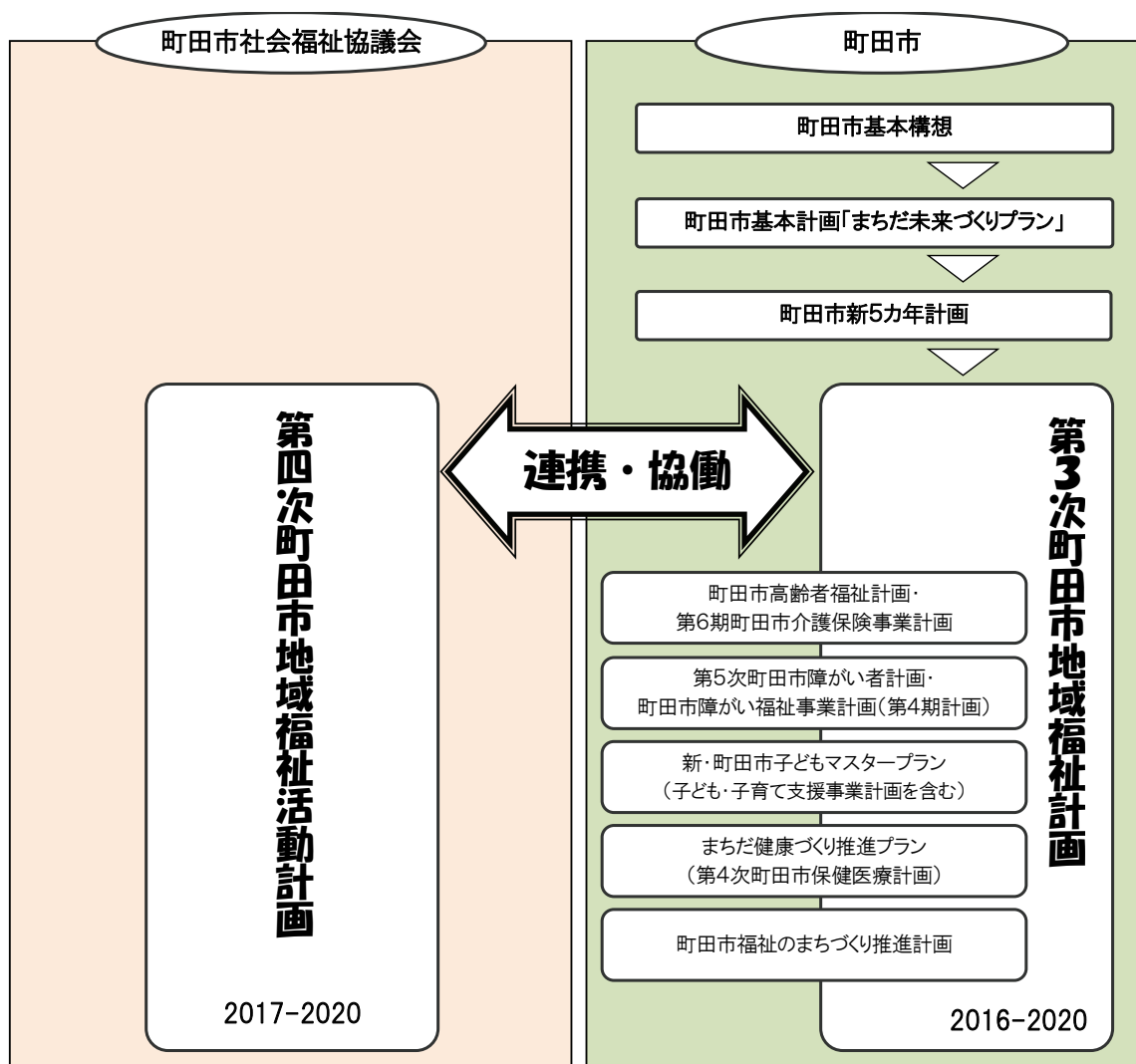
## 2 計画の位置づけ

本計画は、住民の立場から目指していくための計画（民間の活動・行動計画）であるとともに、本会の基本計画です。

一方、町田市が策定する「町田市地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」です。「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について」（社会保障審議会福祉部会 平成14年1月）では、地域住民に最も近い行政主体である市区町村が、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得て地域の要支援者の生活上の解決すべき課題とそれに対応する必要なサービスの内容や量、その現状を明らかにし、かつ、確保し提供する体制を計画的に整備することと位置付けています。

両計画は、それぞれの役割を明確にしたうえで、相互に連携・協働しながら、一体的に地域福祉の推進を目指します。

図表1-1 計画の位置づけ



### 3 計画の期間

2017年度から2020年度までの4年間を計画期間とし、終了年度を「第3次町田市地域福祉計画」と合わせ、計画の一体的な推進を目指します。

図表1-2 計画の期間

	2012年度 (H24)	2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)
町田市社会福祉協議会 町田市地域福祉活動計画	第三次地域福祉活動計画 2012～2016年度					第四次地域福祉活動計画 2017～2020年度			
町田市地域福祉計画	地域福祉計画(第2次) 2011～2015年				第3次地域福祉計画 2016～2020年度				



## 4 計画策定の体制

計画策定にあたっては、幅広く市民の意見やニーズを把握し、計画に反映するため、策定検討委員会での協議・検討、アンケート調査や地区別住民懇談会、パブリックコメントの実施をとおして、様々な形で市民参画を図っています。

図表1-3 計画の策定体制

